

こどもエコすまい支援事業

対象建材・設備に関する登録及び運用マニュアル

5

バリアフリー改修

- 衝撃緩和畳

－2022年12月27日版－

こどもエコすまい支援事業事務局

● はじめに	2
● 事業スキームとメーカー等の役割	3
● 対象となる建材・設備の基準	4
● 建材・設備の型番登録	5
● 証明書の発行	6
● 注意事項	7
● 建材・設備ごとの型番登録申請書類及び証明書	8
・ 提出書類一覧	10
・ 対象製品登録申請様式	11
・ 性能確認チェックシート	13
・ 性能証明書サンプル	14
● 資料	16
対象建材・設備の補助額	17
登録スケジュール	18

- 本書は、「こどもエコすまい支援事業」の改修・設置工事において、対象となる建材・設備の登録及び、登録後の運用に関するマニュアルです。
- 「こどもエコすまい支援事業」の対象となる建材・設備の登録は、製造物責任法（PL法）に規定する「製造業者等」が行うものとします。本書では以下、「製造業者等」を「メーカー等」と記します。
- メーカー等のご担当者は、「こどもエコすまい支援事業」におけるメーカー等の役割をご理解いただき、建材・設備の登録及び、登録後の運用について、ご協力をお願いいたします。

本マニュアルが解説する対象のリフォーム工事と建材・設備の一覧

改修・設置工事		建材・設備	製品登録	証明書	
バリアフリー改修	手すりの設置	*****	不要	*****	工事写真（工事前後）
	段差解消	*****	不要	*****	工事写真（工事前後）
	廊下幅等の拡張	*****	不要	*****	工事写真（工事前後）
	衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳	必要	性能証明書	工事写真（工事前後）

事業スキームとメーカー等の役割

事業スキーム

「こどもエコすまい支援事業」、「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」では、事前に事務局に登録された建材・設備が、対象となる住宅のリフォーム工事等に使用されたことを確認して、工事施工業者（申請者）に補助金が交付されます。3事業でワンストップ対応を行います。

メーカー等の役割

● 対象製品（建材・設備）の登録

- ・メーカー等は、対象となりうる建材・設備の型番と性能を事前に事務局へ申請し、審査を受け、登録する必要があります。
- ・登録された建材・設備は、型番と共にホームページに対象製品として公表されます。

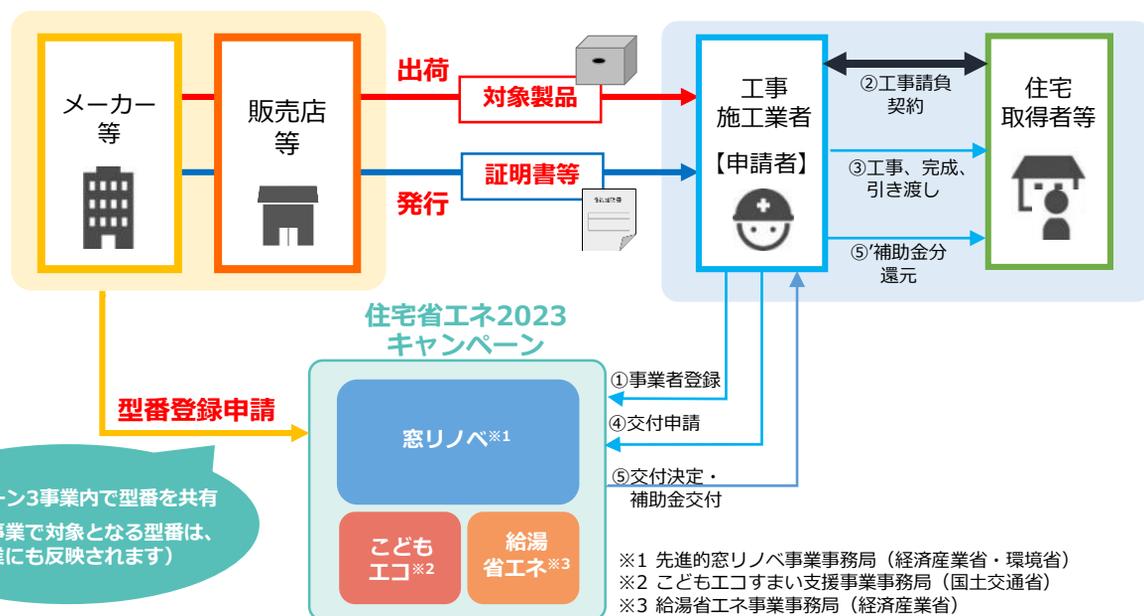
● 証明書の発行

- ・メーカー等又は、販売店等は、申請のエビデンスとして必要な性能証明書を申請代行者である工事施工業者に届くようにする必要があります。

● 社内・事業者間での情報共有及び周知

- ・メーカー等は、社内関係各所及び自社製品を扱う流通事業者、卸業者、工事施工業者等が、対象となる製品や型番を認識できるよう情報を提供するとともに、正しい証明書（製品ごとに指定されている性能証明書、納品書など）の発行手続きや必要性について周知する責任があります。

● 事業スキームイメージ



対象となる建材・設備の基準

バリアフリー改修の建材・設備の基準

「こどもエコすまい支援事業」の対象になるのは、下記の住宅設備を設置する一定規模以上のリフォーム工事です。なお、対象建材・設備は下記の基準を満たしている必要があります。

対象設備	基準
衝撃緩和畳	畳床が JIS A5917:2018 に規定する「衝撃緩和型畳床」と同等以上の性能を有すること。

型番登録スケジュール

型番登録は登録スケジュールに則って実施します。スケジュールは巻末の資料ページでご確認ください。

型番登録申請から公表までの流れ

- メーカー等は、製品カテゴリーごとに、必要書類を揃えて事務局に電子メールで提出してください。
- 登録申請された製品は、審査を経て、ホームページでの公表をもって対象製品となります。審査の結果、対象製品として認められない場合は事務局から連絡します。



型番登録申請の方法

- 登録申請に必要な書類は、各製品の「提出書類一覧」をご確認ください。
- 指定様式は、ホームページからダウンロードしてください。
- 電子メール送信時のルール

添付ファイルが多数となる場合は、フォルダにまとめて送信してください。
なお、容量が5MBを超える場合は、ストレージサービス等をご利用ください。

● メール の 件 名

① ②
【置】登録_いろいろ工業

- ① = 建材・設備名
- ② = 会社名（株式会社、(株)は不要）

● 添付ファイル・フォルダ名

<ファイル名例>

【置】IRH_20230123_対象製品リスト申請様式.xls

① ② ③ ④

<フォルダ名例>

【置】IRH_20230123_02.zip

① ② ③ ⑤

- ① = 建材・設備名
- ② = メーカーコード
- ③ = 送信日の日付8桁
- ④ = 書類名
- ⑤ = 同日内に複数回送信する場合、何個目かを付記

● メーカーコードについて

登録申請にはメーカーコードが必要です。はじめて登録申請する際は、メール本文に会社名、担当者名、連絡先、メーカーコード付与を希望する旨明記のうえ、件名を下記の通り記載し、メールにてご連絡ください。

① ②
【置】メーカーコード付与申請_ABC工業

- ① = 建材・設備名
- ② = 会社名（株式会社、(株)は不要）

● 登録申請書類の送り先

kenzai-support@kodomo-ecosumai.jp

証明書について

こどもエコすまい支援事業の対象製品であることを証明する書類（証明書）は、工事施工業者（申請者）が交付申請をする際に必要な書類です。下記の通り、証明書を発行してください。（詳細は後述）

● 建材・設備別証明書

建材・設備	証明書	発行者	宛先	書式
衝撃緩和畳	性能証明書	メーカー等	なし	自由書式

※交付申請には、上記のほか工事請負契約書、工事写真等も必要です。
詳細は今後公表される「交付申請マニュアル」等を参照してください。

※手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張工事については、製品型番登録不要です。
（したがって、性能証明書は不要ですが、工事前後の工事写真は必要です。）

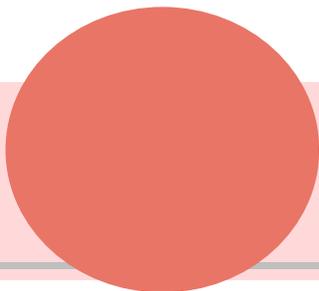
補助対象要件について

- **本事業の対象になるのは、事務局に型番登録されている建材・設備を、住宅のリフォームに使用した工事です。**
(型番登録されていない建材・設備、及びオフィス、ホテル等の業務用建築物に使用した工事は対象になりません。また、新築も対象になりません。)
- **交付申請をする際に必要な書類（性能証明書等）に記載される製品型番は、事務局に登録された型番と一致している必要があります。**
- **本事業の対象となる建材・設備は新品に限ります。（中古品不可）**

問い合わせについて

- 工事施工業者（申請者）や工事発注者等から事務局に、対象製品に関する問い合わせ等があった場合は「問い合わせ窓口シート」（登録申請時の提出書類）に記載された問い合わせ先を案内します。各メーカーにてご対応をお願いいたします。
- **メーカー等からのお問い合わせは、下記宛にメールで送信してください。**
ホームページに記載されている電話番号は、工事施工業者（申請者）や工事発注者等のための問い合わせ窓口です。また、国土交通省へのお問い合わせはご遠慮ください。

kenzai-support@kodomo-ecosumai.jp



建材・設備ごとの 型番登録申請書類及び性能証明書サンプル

● 衝撃緩和畳

提出書類一覧

● 対象製品登録の際には下記の書類が必要です。

※HP=ホームページの略

No.	書類名	書式		ファイル形式	備考
		指定書式	入手方法		
初回登録時のみ提出【必須】					
1	担当者連絡先シート	事務局 指定書式	HPより ダウンロード	Excel	※製品登録に関する担当者情報を記載する書類。
2	問い合わせ窓口シート	事務局 指定書式	HPより ダウンロード	Excel	※工事施工業者(申請者)や工事発注者等からの問い合わせ窓口情報を記載する書類。 ※問い合わせ窓口は、事務局のHPに掲載。 ※問い合わせ窓口を設置しないメーカーは製品登録不可。
登録時に提出					
3	製品情報 (以下のいずれか1点) A) 製品のカタログ (PDF) B) WEBカタログ (URL) C) 取扱説明書 (PDF)		自社作成	左記	※該当資料の証明箇所が分かりやすいように印等をする事。 ※要件を証明する際に1つの資料で確認できない場合は、複数の資料を提出すること。 (補足資料として機器仕様書、外観図、品番構成資料等を用いることも可。)
4	<u>【様式A1】</u> 対象製品登録リスト	事務局 指定書式	HPより ダウンロード	Excel	
JIS認証製品 の場合					
5	<u>JIS認証取得証明 (衝撃緩和畳)</u>		認証機関発行	PDF	※JIS認証の証明書に「衝撃緩和畳」の製品型番や種類の記号などを記載すること。
JIS認証をしていない製品の場合					
6	<u>性能評価</u> (以下のいずれか 1点) A) 第三者機関による試験結果 B) 自己適合宣言書		試験機関発行 または 自社作成	PDF	※Bの場合、JISQ17050-1(JISQ1000)に基づいた内容であり、「A.2 適合宣言書の様式例」を参照し作成すること。 ※必要に応じて、試験報告書の提出を求める場合がある。
7	<u>【様式A2】性能確認チェックシート</u>	事務局 指定書式	HPより ダウンロード	Excel	
自己適合宣言書で性能を評価する場合は以下が必要					
8	<u>品質管理規定を証明する書類</u> (以下のいずれか 1点) A) JIS審査基準Aと同等の社内品質管理規格が策定されている書類 B) ISO9001の認証の証明書 C) JISQ9001の認証の証明書		認証機関発行 または 自社作成	PDF	※初回登録時のみ必要。

○WEBカタログを資料として提出する場合は、対象製品がダイレクトに表示されるURLを記すか、対象製品が何ページにあるかを記したメモを付けてください。そうでない場合は、対象製品掲載ページをPDFにして送付してください。

○エビデンスを送付する際は、型番にリンクさせたファイル名を付けてください。

○容量が重いデータ (5MB以上) を送付する際は、ストレージサービス等を利用してください。

対象製品登録申請様式①

[様式A1] 入力見本

ホームページより指定様式をダウンロードしてください。赤字箇所が記入いただく項目になります。次頁の「項目説明」を参照のうえ、記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8
メーカーコード	●製造・輸入業者名	●製品名・製品愛称	●製品型番	●製品タイプ (1量または半量を記入) (リスト選択)	対象製品リスト 掲載可能日	製品情報の対外 非公表を希望する	備考
KK	霞が関工業	ケアケア量	IRY180521T-H	半量			
KK	霞が関工業	ケアケア量	IRY180521T-I	1量			

● 記入の際の注意事項

製品リストは、電算処理を行いますので記入ルールをよくご確認の上、資料を作成してください。
条件に従っていない場合はエラーとなりますのでご注意ください。
また、**“●”のある項目情報は、ホームページ上で公表します。**

- 注1) 色が付いている項目（任意項目以外）は、原則すべて入力すること。（該当なしの場合は空白で可。）
 注2) 数字は半角、英字は半角大文字で記入すること。不要なスペースは入力しないこと。
 注3) 入力の起点（●列●行目）を変えず、書式フォーマットの変更（列の削除や追加）は行わないこと。
 また、行はあけずにつめて入力すること。
 注4) 環境依存文字（②、Ⅱ、(株)、(有)、等）を使用しないこと。関数（計算式）、参照・リンク（他ファイル、他シート）等は行わないこと。J I S製品記号などで環境依存数字が入る場合は、算用数字に置き換えること。
 注5) 製品リストの行が足りなくなった場合は、適宜、行を追加すること。

● 修正時の注意事項

製品登録完了後に万が一修正が発生した場合は、修正部分の項目セルに必ず色付け（黄色）をし、修正部分が分かるようにして再提出してください。

対象製品登録申請様式②

[様式A1] 項目説明

項番	項目名	型	最大 文字数	必須 /任意	項目説明	HP上に 掲載
1	メーカーコード	半角英数	3	必須		
2	製造・輸入業者名	文字	60	必須		●
3	製品名・製品愛称	文字	60	必須		●
4	製品型番	半角英数 大文字	15	必須	例外的にハイフンは許可、他の型番と重複不可。	●
5	製品タイプ	文字	固定値	必須	対象項目を選択	●
6	対象製品リスト掲載可能日	日付	10	任意	YYYY/MM/DD 形式で記入 指定した日付以降に情報公開します。（指定した日付までは情報公開されません。）	
7	製品情報の対外非公表を希望する	文字	固定値	任意	非公表：○、公表可能：ブランク ※ホームページ非公表から公表可能になった場合は、○印を削除して再提出してください。 「○」を入力した場合、情報は無期限に公開されません。 ※「○」を入力するとともに、項番6に日付を入力することはできません。	
8	備考	文字	60	任意		

性能確認チェックシート

[様式A2] 入力見本

※ホームページより指定様式をダウンロードしてください。下記を参照のうえ、赤字箇所を記入してください。

● 登録する製品の情報

メーカーコード	● 製造・輸入業者名	● 製品名・製品愛称	● 製品型番	製品タイプ
KA	霞が関工業	霞が関シリーズ	■■■■■■■	半畳

● 性能確認チェックリスト

項目番号	試験項目	試験内容	試験結果記入欄
1	日常的な動作時の床の硬さ	JIS A 5917によること。	1.2
2	転倒衝突時の床の硬さ		50G
3	局部圧縮量		3mm
4	熱抵抗試験		

● 性能を証明するもの

	種類	機関名
<input checked="" type="checkbox"/>	第三者試験機関等の確認試験結果書	〇〇試験所
<input type="checkbox"/>	第三者試験機関等の立会い試験結果書	-
<input type="checkbox"/>	第三者認証機関の認定書	-
<input type="checkbox"/>	自己適合宣言書	-

性能証明書サンプル

サンプル

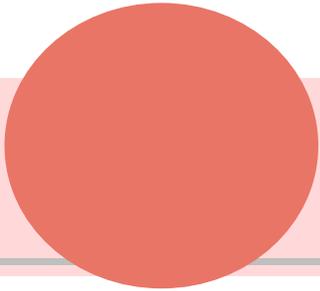
対象製品が出荷又は設置された際に、工事施工業者（申請者）に対し、性能証明書を発行してください。
性能証明書は、交付申請に必要な書類です。

こどもエコすまい 支援事業	性能証明書シール台紙	衝撃緩和畳
邸名	住宅 一二三	様邸
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品型番 ・ 製品名 ・ 半畳/1畳 ・ 事業者名 ・ シリアルNo. (通し番号) 	○○畳 AAABC123/1畳 NO.0000004 YYZ産業株式会社	○○畳 AAABC123/1畳 NO.0000001 YYZ産業株式会社
	○○畳 AAABC123/半畳 NO.0000005 YYZ産業株式会社	○○畳 AAABC123/1畳 NO.0000002 YYZ産業株式会社
		○○畳 AAABC123/1畳 NO.0000003 YYZ産業株式会社
※シールは点線の枠内に1枚ずつ貼付してください。シールには下記内容が記載されている必要があります。 ※申請に必要なシールの枚数は4.5畳分です。必要枚数分のみ下記の枠内に貼付してください。		

記載内容

書式は自由です。下記のすべての必要項目を記載してください。

記載内容		必須	任意
タイトル	こどもエコすまい支援事業	○	
	性能証明書	○	
	衝撃緩和畳	○	
必須項目	製品型番	○	
	製造番号 (シリアルNo.)	○	
	書類番号 (通し番号)	○	
	事業者名 (メーカー名)	○	
性能等	メーカー	○	
	製品名	○	



資料

対象建材・設備の補助額

対象建材・設備の補助額

対象工事		建材・設備	補助額	備考						
①	開口部の断熱改修	ガラス交換	省エネ基準レベル	9,000円/枚 大 1.4 m以上 6,000円/枚 中 0.8 m以上1.4 m未満 3,000円/枚 小 0.1 m以上0.8 m未満	交換するガラスの枚数を乗じて算出					
			ZEHレベル	12,000円/枚 大 1.4 m以上 9,000円/枚 中 0.8 m以上1.4 m未満 3,000円/枚 小 0.1 m以上0.8 m未満						
				内窓設置 外窓交換		省エネ基準レベル	23,000円/箇所 大 2.8 m以上 18,000円/箇所 中 1.6 m以上2.8 m未満 15,000円/箇所 小 0.2 m以上1.6 m未満	施工箇所数を乗じて算出		
						ZEHレベル	31,000円/箇所 大 2.8 m以上 24,000円/箇所 中 1.6 m以上2.8 m未満 20,000円/箇所 小 0.2 m以上1.6 m未満			
			ドア交換				省エネ基準レベル		34,000円/箇所 開戸：1.8 m以上 引戸：3.0 m以上	施工箇所数を乗じて算出
							ZEHレベル		30,000円/箇所 開戸：1.0 m以上1.8 m未満 引戸：1.0 m以上3.0 m未満	
		45,000円/箇所 開戸：1.8 m以上 引戸：3.0 m以上								
					40,000円/箇所 開戸：1.0 m以上1.8 m未満 引戸：1.0 m以上3.0 m未満					
				②		外壁	省エネ基準レベル	112,000円/戸 56,000円/戸	部分断熱	
		ZEHレベル					151,000円/戸 75,000円/戸			
			屋根・天井		省エネ基準レベル		40,000円/戸 20,000円/戸	部分断熱		
					ZEHレベル		54,000円/戸 27,000円/戸			
床	省エネ基準レベル	69,000円/戸 34,000円/戸					部分断熱			
	ZEHレベル	92,000円/戸 46,000円/戸								
		③			太陽熱利用システム				27,000円/戸	設置した台数を乗じて算出
					節水型トイレ				20,000円/台	
	高断熱浴槽		19,000円/台							
	高効率給湯器		27,000円/戸							
節湯水栓			27,000円/戸							
蓄電池			5,000円/台							
ビルトイン食器洗機			64,000円/戸							
ビルトイン食器洗機			21,000円/戸							
掃除しやすいレンジフード			11,000円/戸							
ビルトイン自動調理対応コンロ			14,000円/戸							
浴室乾燥機			21,000円/戸							
④	家事負担の軽減に資する住宅設備		宅配ボックス		11,000円/戸 住戸専用の場合 11,000円/ボックス 共用の場合	共同住宅等の共用は、設置するボックス数と20のいずれか小さい数を補助額に乗じて算出				
		防犯性の向上に資する開口部の改修	ガラス交換	34,000円/箇所 大 2.8 m以上 24,000円/箇所 中 1.6 m以上2.8 m未満 20,000円/箇所 小 0.2 m以上1.6 m未満	施工箇所数を乗じて算出					
				ドア交換			49,000円/箇所 開戸：1.8 m以上 引戸：3.0 m以上			
							35,000円/箇所 開戸：1.0 m以上1.8 m未満 引戸：1.0 m以上3.0 m未満			
			生活騒音への配慮に資する開口部の改修				ガラス交換	9,000円/枚 大 1.4 m以上 6,000円/枚 中 0.8 m以上1.4 m未満 3,000円/枚 小 0.1 m以上0.8 m未満	交換するガラスの枚数を乗じて算出	
				内窓設置 外窓交換				23,000円/箇所 大 2.8 m以上 18,000円/箇所 中 1.6 m以上2.8 m未満 15,000円/箇所 小 0.2 m以上1.6 m未満		
	ドア交換					34,000円/箇所 開戸：1.8 m以上 引戸：3.0 m以上				
		30,000円/箇所 開戸：1.0 m以上1.8 m未満 引戸：1.0 m以上3.0 m未満								
				⑤	防災性の向上に資する開口部の改修	ガラス交換	15,000円/枚 大 1.4 m以上 10,000円/枚 中 0.8 m以上1.4 m未満 6,000円/枚 小 0.1 m以上0.8 m未満	交換するガラスの枚数を乗じて算出		
	外窓交換						37,000円/箇所 大 2.8 m以上 25,000円/箇所 中 1.6 m以上2.8 m未満 15,000円/箇所 小 0.2 m以上1.6 m未満			
		⑥	衝撃緩和畳				18,000円/戸 4.5畳以上		設置した台数を乗じて算出	
			空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置			25,000円/台 3.6 kW 以上 22,000円/台 2.2kW超～3.6kW未満 19,000円/台 2.2 kW 以下				

※①～③のリフォーム工事を実施する場合に④～⑦も対象となります。*1 (④～⑦のみの交付申請は不可)

※50,000円未満の場合は申請できません。*1

*1 但し、経済産業省及び環境省が実施する「先進的窓リノベ事業」又は経済産業省が実施する「給湯省エネ事業」において併せて1補助申請が行われている場合は、①～③のいずれかに該当する工事を含んでいるものとして、本事業における1申請当たりの合計補助額が20,000円以上であれば申請可能とします。

登録スケジュール

第1回	受付開始	2022年 12月 27日
	締め切り	2023年 1月 11日 13:00まで
	HP公表	2023年 1月 31日 予定
第2回	受付開始	2023年 2月 1日 10:00から
	締め切り	2023年 2月 10日 13:00まで
	HP公表	2023年 2月 28日 予定
第3回	受付開始	2023年 3月 1日 10:00から
	締め切り	2023年 3月 10日 13:00まで
	HP公表	2023年 3月 30日 予定
第4回	受付開始	2023年 4月 3日 10:00から
	締め切り	2023年 4月 10日 13:00まで
	HP公表	2023年 4月 26日 予定
第5回	受付開始	2023年 5月 11日 10:00から
	締め切り	2023年 5月 23日 13:00まで
	HP公表	2023年 6月 8日 予定

※第6回以降のスケジュールは、今後、ホームページにて公表する予定です。